

自転車用幼児座席の 年齢制限が改正されました



※ 秋田県道路交通法施行細則改正(令和3年1月4日施行)

改正内容

自転車の幼児座席は、これまで「6歳未満」の子供しか乗車できませんでしたが、6歳の誕生日を迎えた後も、「小学校就学の始期に達するまで」乗車することができるようになりました。



乗車できる年齢

保育・就学等	幼稚園・保育園など	小学校
子供の成長	6歳誕生日	入学
【改正前】 秋田県道路交通法 施行細則	○ 乗れる	× 乗れない
【改正後】 秋田県道路交通法 施行細則	○ 乗れる	× 乗れない

注意点

- ◎ 乗車させる子供にはヘルメットを着用させましょう。
- ◎ 自転車用幼児座席は、製品ごとに上限体重や目安身長が定められていますので、使用前に必ず確認しましょう。



秋田県警察